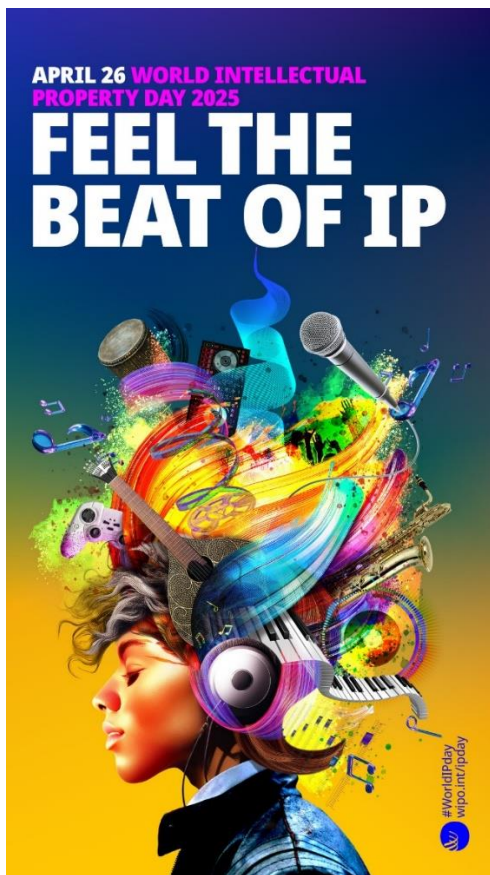


PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2025年4月号 | No. 04/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。



「世界知的財産の日」2025年4月26日 - リマインダ

PCT ニュースレター2025年1月号でお知らせした通り、世界知的財産の日 (World Intellectual Property Day) が2025年4月26日に開催されます。今年は「知財と音楽 - Feel the beat of IP」というテーマで、知的財産権に裏付けられた創造性とイノベーションが、いかにして音楽シーンを繁栄させ、世界中の全ての人に利益をもたらすかに焦点を当てます。

世界知的財産の日記念イベントを広報するため、ご自身が企画されているイベントの詳細を共有して下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/events-calendar>

(訳者注: こちらと以下のリンク先のページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、ユース動画コンテストとピープルズ・チョイス賞の受賞者の結果発表もどうぞお忘れなく。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/video-competition>

世界知的財産 2025 についての詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/index>

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

公開スケジュールの変更

2025 年 5 月 29 日の公開

2025 年 5 月 29 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2025 年 5 月 30 日 (金) に公開されます。但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2025 年 5 月 13 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョン (version 4.15) が 2025 年 3 月 19 日に導入されました。この最新バージョンは、新しい通知方法や「アクション」、プロセスの自動化など、出願人と官庁の双方に役立つ多くの新機能を提供します。

出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向けの ePCT version 4.15 の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq?id=7080304>

<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-Office-user-guide/faq?id=6985170>

出願人向け ePCT 最新機能

– 新しい通知方法 - ePCT

出願人との通信を目的とした従来の「PDF 添付の電子メール」の通知方法に加え、「ePCT」が国際事務局 (IB) や他の PCT 機関 (該当する場合) からの通知の新たな通信方法として導入されました。新しい「ePCT」の通知方法では、ダイレクトリンクが提供され、ePCT にて関連する様式や書類を閲覧したりダウンロードすることが可能になります。

– PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届の「アクション」の自動化

「規則 92 の 2 の変更届」のオンラインアクションがほぼ完全に自動化されました。手動による確認が必要な一部のケースを除き、変更届の提出後、様式 PCT/IB/306 は速やかに発行されます。このアクションを完了し提出するプロセスに変更はありませんが、唯一の違いは、様式 IB/306 にアクションを介して提出された変更届が添付ファイルとして含まれるようになった点です。

– 発明者である旨の申立てのための新しく独立した「アクション」

提出済みの IA (国際出願) の「アクション」セクションに、発明者である旨の申立て (米国出願のみ) が独立したオンラインアクションとして追加されました。これにより、発明者である旨の申立ては「規則 4.17 に基づく申立て」のアクションには含まれず、他の 4 種類の申立てのみが含まれるようになりました。

– その他の改良された機能は、以下の通りです。

- 選択された受理官庁が受け入れる場合には、DOCX 形式が、新規国際出願を作成する際の明細書のデフォルト形式として設定されるようになりました。希望に応じて、別の形式を選択することもできます。
- ePCT にて大容量の TIFF ベースファイルの PDF をダウンロードするのが困難なユーザのためドキュメントダウンロード拡張機能が追加されました。ユーザは「その他」から PDF ファイルと TIFF 画像を含む ZIP ファイルをダウンロードできるようになります。
- XML 形式による ISR/WOSA (国際調査報告と国際調査機関の見解書) の XML 版へのアクセスが、未公開の出願も含め拡張されました。これらの XML 文書へのリンクは、IA ヘッダーセクション (PCT 出願番号から)、「データ」セクション (「国際調査」から) と「書類」セクション (「その他」から) にて利用可能です。
- 新しい注意事項
 - 1) 「規則 92 の 2 の変更届」アクション - 国際公開のための技術的準備が完了した後に当変更届のアクションが提出された場合、その変更は、国際公開に反映されないことを知らせる警告が ePCT に表示されます。
 - 2) 「優先権書類の DAS からの取得請求」アクション - 国際公開日以降に当アクションを行うと ePCT に警告が表示され、IB は DAS から優先権書類を取得するが、PCT 規則 17.1(b) の 2) に準拠したものとはみなされない旨をユーザに通知します。

官庁向け ePCT 最新機能

ePCT の新バージョンでは、以下の機能が改良されました。

– RO (受理官庁)

- 新しい通知方法 (ePCT) により、出願人は、IB や官庁が発行した PCT 様式を ePCT にてアクセス可能な通知 (発行済みの様式へのリンクを含む) として受け取ることを選択可能
- ePCT にて大容量ファイルの TIFF ベースの PDF をダウンロードするためのアップロード機能の改善
- ISR/WOSA (国際調査報告と国際調査機関の見解書) の XML 版へのアクセスが、未公開の国際出願を含め拡張

– ISA (国際調査機関)

- アップロード IPC (訳者注: International Patent Classification 国際特許分類) 機能の改善により、IPC コードのアップロードに CSV ファイルを添付可能
- ISR で引用された文献に特定の 카테고리 (D、P、O、&) を追加するためのインターフェイスを改善
- ISA のユーザは、国際調査報告、国際調査機関の見解書及び第 17 条(2)(a) に基づく通知の XML 版を IB に対してアップロードすることが可能

- ISR/WOSA が IB に受領されると「国際調査を開始」タスクが自動的に終了するように改善。当機能は ePCT で作成された報告のみでなく、ePCT 経由でアップロードされた報告又は EDI (訳者注: Electronic Data Interchange 電子データ交換) 経由で IB に送信された報告も対象
- IPEA (国際予備審査機関)
 - IPEA が、様式 PCT/IPEA/407 を作成するための新しい ePCT アクションが利用可能 (現在は英語と中国語のみで、将来的には他の全ての公開言語が利用可能となる予定)
 - IPEA が、様式 PCT/IPEA/440 を作成するための新しい ePCT アクションが利用可能 (現在は英語と中国語で、将来的には他の全ての公開言語が利用可能となる予定)
 - ePCT で発行された IPEA 様式の提出は、今後、第 I 章の代理人ではなく第 II 章の代理人 (存在する場合) に送付
- DO (指定官庁)
 - NPE (訳者注: National Phase Entry 国内段階移行) データの改善 - ePCT、M2M (訳者注: Machine to Machine)、又は特定の IA については EDI 経由で複数の分割出願が IB に送信された場合、今後は全てデータベースに保存。各手続は別々に表示。一貫性を維持するため、ePCT における NPE データの表示も PATENTSCOPE のものと一致。

従来通り、官庁の皆様からのご意見・ご要望は PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) へお寄せ下さい。

現行の ePCT システムに関するご質問は、“Contact Us” リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスクへお送り下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq>

version 4.15 の導入に関連した問題点

ePCT の新バージョンには、PCT プロセスを合理化するために設計された数多くの有用な新機能と改良が加えられていますが、導入後の数日間、技術的な問題が幾つか発生しました。これらの問題はその後解決されましたが、皆様にご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

期間の徒過が発生した出願人で、この度の技術的な問題により特に優先期間を徒過してしまった出願人は、適用可能な救済措置を検討するため国際事務局にご連絡下さい。ご自身の出願を担当するオペレーションチーム (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml?lang=en> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) 又は PCT 電子サービスヘルプデスク (pct.eservices@wipo.int) までご連絡下さい。

欧州特許庁 – 改訂 PCT-EPO ガイドライン

欧州特許庁 (EPO) は、PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン (PCT-EPO ガイドライン) が改訂され、2025 年 4 月 1 日に発効したことを公表しました。当ガイドラインは、国際調査機関と国際予備審査機関としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面から従うべき実務や手続について説明しています。

主な変更点は、MyEPO Portfolio service、電子通知やファクシミリと web-form filing の廃止に関するものです。加えて、期間の計算や電子的な手数料支払方法が明確化されました。また、Euro-PCT ガイドの関連内容が当ガイドラインにも含まれました。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/01/a5.html>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2025 年 4 月完全版として発行され、2024 年 3 月版に優先します。改訂版は、英語、仏語、独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/en/legal/guidelines-pct>

最新の改訂は、HTML 版の “show modifications” を選択するか、修正箇所がハイライトされた PDF 版で確認することができます。

ラオス人民民主共和国における欧州特許の有効化

欧州特許機構とラオス人民共和国政府間の欧州特許の有効化に関する新たな取決めが、2025 年 4 月 1 日に発効しました。同日以降、当該国において欧州特許と欧州特許出願（欧州特許指定のある PCT 出願を含む）の有効化が可能となります。ラオス人民共和国で有効化された欧州特許と欧州特許出願は、当該国における国内出願や特許権と同様の権利と法的効果を有します。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/news-events/news/validation-agreement-laos-takes-effect>

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/03/a22.html>

例外的な閉庁日

韓国知的財産庁

韓国知的財産庁は、2025 年 6 月 3 日は、臨時の祝日に指定されたため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない予定である旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

上述の情報を含め、閉庁日の一覧が更新されました。以下のリンク先からご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日（閉庁日）に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

PCT アップデート

EP: 欧州特許機構 (所在地、手数料)

欧州特許庁 (EPO) ベルリン事務所の所在地が、以下の通り変更になりました。

所在地: Karl-Liebknecht-Str. 14
10178 Berlin
Germany

さらに、EPO は 2025 年 4 月 1 日から、同日以降に提出される国際出願について指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、ラオス人民民主共和国における欧州特許の有効化に伴う手数料を 180 ユーロとする旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引、附属書 B (EP) 及び国内編、概要 (EP) が更新されました)

SE: スウェーデン (手数料の修正)

取扱手数料 (スウェーデン知的財産庁 (PRV))

2025 年 6 月 1 日から、国際予備審査機関としてのスウェーデン知的財産庁に対してスウェーデンクローナで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 2,280 スウェーデンクローナです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (SE) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 5 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)..... スイスフラン、ユーロ
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)..... スイスフラン、ユーロ

2025 年 6 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 ユーロ、シンガポールドル
オーストリア特許庁 韓国ウォン
ユーラシア特許庁 (EAPO) 米国ドル
欧州特許庁 (EPO) ニュージーランドドル
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) 米国ドル
シンガポール知的財産庁 韓国ウォン
日本国特許庁 韓国ウォン
韓国知的財産庁 ユーロ、シンガポールドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EA、EP、JP、KR、RU、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2025 年 5 月 1 日から、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。新料金は、手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

赤ちゃんをご機嫌に: おしゃぶりの特許取得と市場投入を目指す父親と、おしゃぶりを卒業した幼い娘

幼い娘の Amber にインスパイアされた Matt Chiu 氏は、シンガポール工科大学の博士号の所有者で、美しさと衛生面に配慮して設計した新しい種類のおしゃぶりを製作しました。彼は 2023 年に WIPO 発明者支援プログラム (Inventor Assistance Program: IAP) のシンガポールからの参加者として初めて特許出願をし、PCT 出願も行いました。今後、Kickstarter 社の世界的なクラウドファンディングキャンペーンを開始して製品への注目を集め、国際的なディストリビューターを探す予定です。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/tantrum-pending-how-one-father-took-his-pacifier-from-patent-to-market-and-weaned-his-daughter-off-her-dummy-72431>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

知的財産の力を生かしてメドテック分野に活用

トルコのスタートアップ企業 PONS Teknoloji などのメドテック企業が医療に革命を起こしている中、医療技術の発展を市場にもたらす上で知的財産 (IP) が果たす重要な役割に焦点が当てられています。PCT 制度を通じて特許保護を求めることで、医療の新技术が新しい市場に参入する際に国際的に保護されることを保証します。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/unlocking-the-power-of-intellectual-property-in-medical-technology-71322>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンク先からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

SME サポートシリーズ

PCT SME (訳者注: Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 1 回
「PCT を利用して国際的に発明の特許保護を求めるプロセスを開始するには？」

Q: 私は、ハイテク分野のスタートアップ企業に勤務するエンジニアで、新製品のアイデアを開発しました。コンセプトを改良し、プロトタイプを製作した結果、発明について、既存の製品よりも技術的且つ商業的な有利性があると考えています。PCT とその制度を利用して世界中に特許保護を求める出願ができる可能性について聞いたことがあります。これからどうすればよいのでしょうか？どこから始め、どのようなステップを踏めばよいのでしょうか？長期的な戦略を立てるため、特許保護を求める選択をした場合の費用、期間や選択肢についてどのように調べればよいのか教えてください。

A: 特許協力条約 (PCT) は、国際特許保護を求めるための効率的で柔軟なツールです。一つの官庁に対して一つの言語による一つの出願で、出願人は、最長 30 か月の期間、世界のほぼ全ての国での特許保護を求める可能性と選択肢を検討することができます。 [3 分間のビデオ](#) を視聴され [PCT 締約国の一覧](#) を参照し、PCT を利用するメリットをご確認下さい。

また、時間的な猶予に加えて、PCT は国際調査報告と国際調査機関の見解書という形式で、発明の潜在的な特許性を評価するための貴重な情報を提供します。WIPO が通常 18 か月後に PCT 出願を公開すると、公開された情報は発明への投資を誘致するのに役立ちます。

知的財産 (IP) に関する手続の開始

特許出願をする前に知的財産保護の必要性を判断すべきです。 [WIPO 知財診断ツール](#) は、発明の特許性や潜在的な商業的価値を評価するのに役立ちます。また、特許データベース (例えば [PATENTSCOPE](#) など) で基本的な最先端技術の検索を行い、発明が新規なものであるかを判断することも有用です。

同様に、知的財産保護の長期的ビジョンと戦略的な計画を策定することも極めて重要です。 [アイデアを事業にする: スタートアップ企業のための知的財産ガイド \(WIPO 発行\)](#) は、知財に関する貴重な洞察とガイダンスを提供しています。多国に所在する [Technology and Innovation Support Centers \(TISCs\)](#) は、出願にさらなる費用がかかる前に出願人に知的財産に関する支援を提供しています。発明の最初の出願をする前には、必要に応じて秘密保持契約を締結し、発明の秘密を保持することが不可欠です。

国内特許出願の準備

費用と戦略的な理由から、大多数のユーザは、PCT 出願をする前に最初に国内又は広域特許出願をします。特許出願をするためには、現地の特許専門家 (弁理士や代理人) からアドバイスを受けるのが最善です。多くの国内官庁が出願人に情報や支援を提供してくれますが、出願後の補正又は補充に伴う面倒な手続や費用を回避するために特許専門家のサービスを利用することをお勧めします。 [国内・広域官庁の一覧](#) と問い合わせ先は、WIPO ウェブページをご参照下さい。国内官庁は、自国で登録されている知財専門家のリストを出願人に提供したり、出願人を支援可能なプログラム (例えば [WIPO 発明者支援プログラム](#) など) や国内、国際段階で利用可能なその他の無償支援を推薦できる場合があります。政府機関や経済団体も、特許保護のためのさらなる支援や資金を提供できるかもしれません。

PCT 出願を行うための準備が整っているかの確認

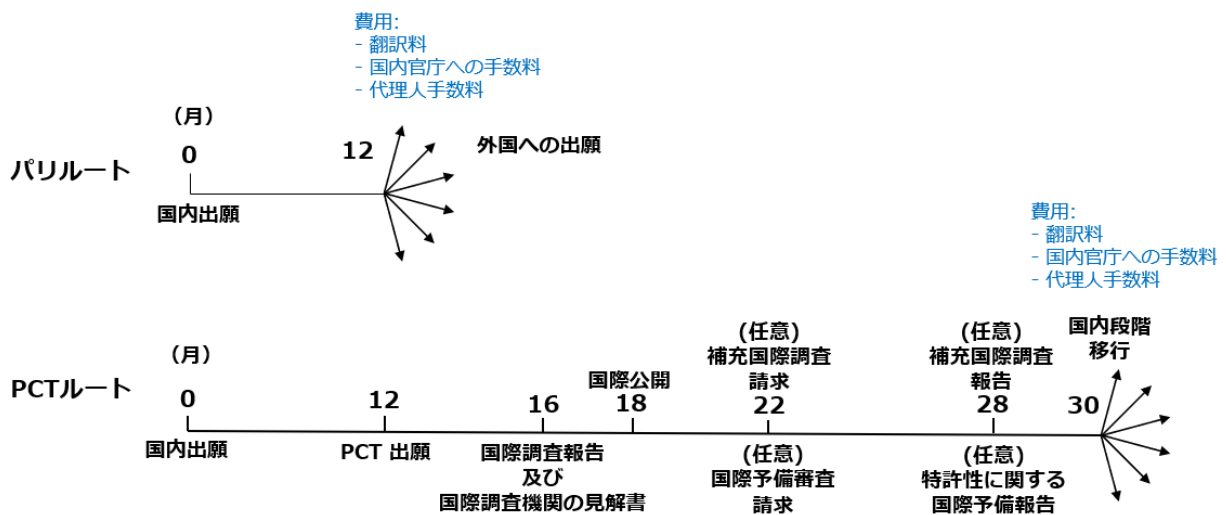
発明における変更により新規の PCT 出願をしなければならない場合、費用は高額になることがあるため、発明と技術文書は高い品質を確保していることが重要です。出願後の補充や補正は、特定の状況においてのみ可能であり、専門家の支援を必要とする場合があります。

PCT 出願のプロセス

最初の国内又は広域出願がなされると、最先の出願の出願日を優先権の主張日として使用することで (PCT 出願は国内又は広域出願と同日になされたものとして権利を維持)、出願人は PCT 出願をするまで最長 12 か月の期間が与えられます。この期間を過ぎると、同じ優先権を使用してさらなる PCT 出願をすることはできませんし、先になされた PCT 出願に新たな事項を追加することもできません。

PCT 出願のプロセスは、主に 2 つの段階から構成されます。

- 国際段階
出願人は、WIPO の国際事務局 (IB) 又は国内若しくは広域官庁に出願することができます。国際調査機関 (ISA) が、先行技術としても知られる最先端技術に関する調査を行います。この調査により出願人は、発明の特許性の可能性と特許保護範囲の可能性を示す重要な情報が得られます。WIPO は、優先日から 18 か月後に特許出願と調査報告を公開します。
- 国内段階
通常、優先日から 30 か月以内に、出願人は特許保護を希望する特定の国で国内段階を開始しなければなりません。翻訳文を提出し、必要に応じて現地代理人を選任する必要があります。担当する国内官庁が出願を審査し、適切であれば特許を付与します。国際段階からの情報は、国内官庁を拘束するものではありませんが、特許性に関する最良の情報となり得ます。



PCT 出願のメリット

- 一つの出願で、方式上の手続を一元管理
出願書類は一度のみ一つの言語で提出するため、費用と労力を最長 30 か月まで節約可能です。
- 特許の仮保護の適用範囲

PCT 出願は、PCT の全 158 締約国を指定したものとみなされるため、出願人は最大限の選択肢を維持することができます。

– 柔軟性

特許保護を希望する国や、いつ国内段階に移行するかを決定するのに 30 か月の猶予があります。国によっては[特許審査ハイウェイ \(PPH\)](#) により、早期の国内段階移行が可能です。

– 手数料の減額

PCT の出願手数料と調査手数料は高額になることがありますが、開発途上国や後発開発途上国からの個人発明者と出願人は手数料の減額が受けられます。PCT 出願の関連手数料に関する詳細は、以下のリンク先に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

推奨する次のステップ

- 弁理士に相談する: 弁理士は特許出願プロセスについて説明し、PCT の複雑な手続の活用方法を SME に説明することができます。
- 出願を準備する: 技術図面や発明の詳細な明細書など、必要な書類を全て集めます。
- 出願する: 弁理士等専門家の助言に従い、国内特許庁又は PCT 受理官庁に出願します。
- 最初に国内出願する場合: 最初の出願から 12 か月の優先期間を管理することで、PCT 出願する期間を徒過しないようにし、優先日を維持します。

関連文献

- [Inventing the Future, An Introduction to Patents for Small and Medium-sized Enterprises](#)
- [PCT 制度の概要 \(はじめての方向け\)](#)

今後の PCT SME サポートシリーズでは、ニーズに合わせた有用な視点とアドバイスをお届けする予定です。ご質問はご遠慮なく [PCT インフォメーション・サービス](#) までお問い合わせ下さい。

実務アドバイス

出願日当日又は出願日以降に国際出願の要素又は部分を補充すること

Q: PCT 出願をしたのですが、提出物を確認したところ、間違った図面一式を提出していたことに気がきました。出願を取り下げて再出願する必要がありますか？また、このような間違いに気付いたのが出願の翌日だった場合、どうすればよいのでしょうか？

A: まだいずれの手数料も支払われていないものと考えすると、出願当日にまだ時間の余裕がある場合には、新規 PCT 出願の提出を検討することができ、提出済みの PCT 出願は後の段階で取り下げることが可能です。

或いは、出願当日にまだ時間の余裕がある場合には、PCT 規則 20.5 の 2(b) 又は (c) に従って、出願を完成する又は補充する（誤って提出されたページの差し替えを含む）可能性を検討することもできます。この実務アドバイスのケースでは、出願人は出願当日に間違いに気付いたため、もし ePCT を利用して PCT 出願をしていた場合には、このような補充を行う特別な機能が ePCT で提供されています。つまり、ePCT の「同日付け補充」機能を用いて、該当する受理官庁のタイムゾーンの午前零時まで、含まれていなかった書類を追加したりすでに提出された書類を差し替えたりすることができ、その際には国際出願日が変わることはありません。但し、この期限（午前零時）を過ぎると同日付け補充機能は利用できなくなります。

「同日付け補充」機能の詳細は、PCT ニュースレター 2019 年 7-8 月号に掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_072019.html (英語)

https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_072019.html (日本語)

なお、一部の受理官庁は、当機能を提供していない点に留意することが重要です¹。

国際出願日を過ぎてから間違いに気付いた場合には、次の選択肢があります。

引用による補充により、誤って提出された要素又は部分を補充する

正しい図面が優先基礎出願に含まれており、出願人が PCT 規則 20.5 の 2(d) と 20.6 に基づく条件を満たしていれば、引用による正しい図面の補充を試みることができます。この場合、元の国際出願日は維持されますが、正しい図面を追加することのみが可能で、誤って提出された図面を削除することはできないため、PCT 出願には 2 組の図面一式が存在することになります。もしも間違いに気付いたのが優先期間経過後である場合には、PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づいて受理官庁が国際出願日を当該官庁が正しい要素を受理した日に訂正すると、優先権が喪失される可能性があるため、引用による補充が有用となります。但し、PCT 規則 20.8(b) の 2) に基づき、一部の指定官庁は、これらの規定が自国の国内法令と不適合である旨を国際事務局に通知しています。従って、これらの指定官庁に対する国内段階においては、引用により補充された要素又は部分は PCT 出願の一部とはみなされません（不適合を通知している指定官庁の一覧は、WIPO ウェブサイトに掲載されています）。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html。

さらに、一部の受理官庁は、PCT 規則 20.8(a) の 2) に基づく不適合の通知を維持しており引用による補充の請求を処理しません。但し、これらの受理官庁については、出願人は、PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づき、当該受理官庁に対し引用による補充の請求を処理する国際事務局の受理官庁に国際出願を送付するよう要請することができます。

引用による補充に関する詳細は、以下のリンク先をご参照下さい。

“Correction of incorrectly submitted parts of an international application”

¹ ePCT の同日付け補充機能は、カナダ、イスラエル及び米国の受理官庁では利用できない点にご留意下さい。これらの受理官庁の電子出願システムにアップロードするため ePCT 出願を利用して.zip ファイルを作成することは可能ですが、ePCT を利用してこれらの受理官庁に対しオンラインで出願することはできません。

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_102024.html (英語)

「誤って提出された国際出願の部分の補充」

https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_102024.html (日本語)

引用による補充をせずに、誤って提出された要素又は部分を補充する

正しい図面が優先基礎出願に含まれていない、国際出願が優先権を全く主張していない、或いはまだ優先期間内であるなどの理由から出願人が後に繰り下がる国際出願日を受け入れるのであれば、PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づき、誤って提出された頁を含む国際出願を補充する手続を行う選択肢があります。

これは、全ての出願人が全ての受理官庁に対し利用できる手続で、出願人にとっては正しい図面を追加し誤って提出された図面を削除することができるため、より良い選択肢となる場合があります。この手続を利用する場合には、国際出願日が受理官庁が正しい要素又は部分の全てを受理した日に変更されますが、出願人は出願を取り下げて再出願する必要がなくなります (訳者注: 出願手数料を再度支払う必要がありません)。PCT 規則 20.7 に基づくこの手続を行える期間は、出願が受理官庁に最初に提出された日から 2 か月又は、受理官庁が間違いに気付いて出願人に補充を求める通知を発した場合は、その通知から 2 か月です。

PCT 規則 20.7 の期間がすでに満了している場合、間違いを完全に訂正するためには新規の PCT 出願をしなければなりません。先に出願した PCT 出願を取り下げるべきかどうかの判断は、出願手数料が支払われているか否かと、支払われているのであれば支払った手数料の払い戻しを受けられるか否かによります。規則上では、優先期間を過ぎて間違いに気付いたとしても、優先期間が満了した後 2 か月以内であれば、新規の出願をし、あわせて優先権の回復請求を行うことも考えられます。但し、このような状況下で優先権の回復の肯定的な判断を得られる可能性は低いでしょう²。従って、間違いを訂正するため新規の出願をすることを決定する前には、最新の注意を払うことをお勧めします。

² 優先権の回復請求に関する詳細は、受理官庁ガイドラインの 166A から 166T 項をご参照下さい。